

津市要望等の記録等に関する要綱

令和3年12月22日訓第69号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市公正公平な市政の確保に関する条例（令和3年津市条例第29号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定による市政の透明性を確保するための要望等の記録（以下「記録」という。）等について、条例及び津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則（令和3年津市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(記録及び報告)

第3条 記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 要望等を受けた日時、方法及び場所
- (2) 要望等を行った者（以下「要望者」という。）の氏名、住所及び連絡先（各種団体にあっては、名称並びに要望者の所属、役職、氏名及び連絡先）
- (3) 要望等を受けた職員の所属及び氏名
- (4) 要望等の内容
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 職員は、要望等を受けた場合は、市民部地域連携課が別に定める取扱基準に従い、当該要望等の内容を市民の意見・要望等管理システムに入力しなければならない。

3 職員は、要望等を受けた場合は、速やかに記録した要望等の内容を所属長（当該職員が要望等に係る事案を所管する課等に属する職員でない場合にあっては、当該事案を所管する課等の長）に報告しなければならない。

(事案の移送)

第4条 職員は、自己以外の職員の職務に関する要望等を受けたときは、当該要望等に係る事案を所管する課等に属する職員に適切に移送するものとする。

2 前項の規定による移送を受けた職員は、条例、規則及びこの要綱の規定に基づき、当該移送を受けた事案を適切に処理するものとする。

(内容の確認)

第5条 職員は、要望等の内容に疑義がある場合は、当該要望等を受けた日から1週間以内に規則第8条第2項の規定による確認を行うものとする。この場合において、記録した要望等の内容を修正する必要が生じたときは、速やかに当該記録した要望等の内容を修正するものとする。

(処理方針の決定)

第6条 所属長（要望等を受けた職員が要望等に係る事案を所管する課等に属する職員でない場合にあっては、当該職員から報告を受けた当該業務を所管する課等の長。第8条において同じ。）は、要望等を受けたときは、その内容を速やかに検討し、処理方針を決定するものとする。

(要望等への回答)

第7条 職員は、要望等を受けた日から1月以内に要望者に回答するよう努めるものとする。

(不当要求行為)

第8条 要望等を受けた職員の所属長は、条例及び規則の規定に従い、当該要望等が不当要求行為に該当するかどうかについて判断しなければならない。

2 前項の場合において、当該要望等が不当要求行為に該当するかどうかについて判断することが困難なときは、所属長は、内部統制室長に相談するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和3年12月22日から施行する。